

葬祭組合告示第1号

平成25年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年1月25日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成25年2月14日(木)午後3時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成25年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成25年2月14日(木曜日)午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番	高橋 絹子	四街道市議会選出
2番	川名部 実	佐倉市議会選出
3番	伊藤 壽子	佐倉市議会選出
4番	藤 和雄(議長)	佐倉市長
5番	佐渡 斉	四街道市長
6番	戸田 由紀子(副議長)	四街道市議会選出
7番	御園生 浩士	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂 泰久	酒々井町長
副 管 理 者	橋谷田 豊	酒々井町副町長
会 計 管 理 者	浅野 恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	藤崎 泰宏	
事 務 局 次 長	清宮 高由起	

○構成市町出席職員

佐 倉 市	渡辺 尚明	環境部長
佐 倉 市	高橋 竹男	生活環境課長
四 街 道 市	杉山 毅	環境経済部長
四 街 道 市	黒田 弥	環境政策課長
酒 々 井 町	幡谷 公生	経済建設担当参事

○議会事務局出席職員

事 務 局 主 幹	藤方 英和
事 務 局 副 主 幹	中村 忍

○連絡員

施設管理班副主査 織田 勝 広

施設管理班副主査 相 京 夕起夫

○会期

平成25年2月14日(木曜日) 1日

○議事日程

平成25年2月14日(木曜日)午後3時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 平成24年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第2号)
- 議案第4号 平成25年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算

---

## 開会の宣告

午後2時58分 開会

- 議長（蕨 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成25年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。  
これより佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
- 

## 諸般の報告

- 議長（蕨 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。  
監査委員より例月出納検査及び定期監査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
- 

## 会議録署名議員の指名

- 議長（蕨 和雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、高橋絹子議員、御園生浩士議員の両名を指名いたします。
- 

## 会期の決定

- 議長（蕨 和雄） 日程第3、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。
- 

## 議案の上程

- 議長（蕨 和雄） 日程第4、議案を上程いたします。  
それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。  
○管理者（小坂泰久） 議長。  
○議長（蕨 和雄） 小坂管理者。  
○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成25年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。  
それでは、本定例会に提案いたしました議案4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。初めに、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。職員の年次休暇の付与期間について、現行の1月からの年単位から会計年度と同様に4月からの年度単位に変更するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。平成25年4月から組合霊柩車の運行業務が廃止されることに伴い、この運行に係る特殊勤務手当を廃止するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成24年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万円を増額し、歳入歳出それぞれ2億7,468万円としようとするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、地方公務員災害補償基金特例負担金の受け入れ、前年度繰越金、預金利子の増額及び組合外の火葬場使用料を減額しようとするものでございます。歳出につきましては、年度末の各計数整理、入札契約執行差金に伴う委託料、工事費等の減額及び光熱水費等、必要な経費並びに財源調整による財政調整基金の増額でございます。

次に、議案第4号 平成25年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。以下、その概要を申し上げます。平成25年度の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,150万円でありまして、対前年度比1,770万円、6.5%の増となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、組合の主たる財源であります構成市町からの負担金として2億1,260万5,000円、火葬場、式場などの使用料が7,243万3,000円、基金繰入金として248万9,000円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。3款事業費の運営費につきましては、斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明させます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いします。

○事務局長（藤崎泰宏） はい、議長。

○議長（藤 和雄） 藤崎事務局長。

○事務局長（藤崎泰宏） 事務局長の藤崎でございます。それでは、ただいまから補足説明をさせていただきます。

お手元の議案第1号、2号の資料をごらんいただきたいと思います。こちらの1ページをお開きいただきたいと思います。第1号につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、1の制定理由でございますが、先ほど管理者のほうからございましたように、暦年から年度単位に改めようとするものでございます。

2番の改正内容でございますが、こちらにつきましては、現状の中では「一の年」、「年」、「当該年」、「当該年」、「前年」、「当該年の翌年」となっていたものをそれぞれ「一の年度」、「年度」と、年度単位に改めようとするものでございます。施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

経過措置といたしましては、25年度の年次休暇の日数につきましては5日間をプラスして付与しようとするものでございます。また、これにつきましては既に佐倉市、四街道市、またこの25年の4月からは清掃組合、衛生組合、葬祭組合と、3組合も同時に施行しようとするものでございます。

続きまして、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてということで、こちらも制定理由につきましては管理者から申し上げたとおり、霊柩車の運行業務に係る手当を廃止しようとするものでございまして、特殊勤務手当につきましてはこれで全廃ということになります。

それで、2番の廃止する勤務手当につきましてはごらんのようなものでございまして、現状では手当日額で4時間未満の場合は300円というものでございます。施行日につきましては、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。以下、4番につきましては今までの経緯というものでございます。

以上、議案第1号、2号につきましては説明を終わらせていただきまして、続きまして議案第3号、お手元の平成24年度一般会計補正予算(第2号)をごらんいただきたいと思います。1ページをお開きください。こちらにつきましては、第1条で歳入歳出それぞれ83万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,468万円とするものでございます。第2条で債務負担行為の補正といたしまして、こちらにつきましては後ほどご説明いたしますが、25年度業務を執行するに当たりまして補正をしようとするものでございます。

続きまして、8ページからご説明させていただきたいと思います。まず、歳入でございますが、こちらにつきましては分担金及び負担金でございまして、地方公務員災害補償基金特別負担金といたしまして3万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、国から東日本大震災対策のため負担率の増があり、その分、国からの交付金といたしまして、管理者の属する自治体、当組合につきましては酒々井町から交付していただけるものでございます。

2款の使用料及び手数料でございますが、こちらにつきましては火葬場使用料といたしまして、組合外の火葬場使用料を若干19件分の減を見込んでおりまして、152万円の減でございます。

5款の繰越金につきましては、前年度繰越金でございまして、230万円を増額しようとするものでございます。

6款の諸収入につきましては、歳計現金の運用に伴いまして、1万2,000円を増額補正しようとするものでございます。

続いて、10ページをごらんいただきたいと思います。歳出の2款でございますが、一般管理費で、給料、職員手当等につきましては計数整理でございます。

それから、4節の共済費につきましては、災害補償基金負担金といたしまして5万2,000円でございます。先ほどの3万8,000円と率の増加分、合わせて1万4,000円、合わせてこちらで5万2,000円になるものでございます。

それから、委託料につきましては、ホームページの環境調整委託料といたしまして30万円を計上してございます。これにつきましては、当組合のホームページは平成13年に開設いたしまして、パソコンソフト環境に断続的に不具合が発生しているという状況になっておりますので、今回別環境で調整いたしまして、新規更新をしようとするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。3款事業費で、運営費でございますが、11節の需用費につきましては441万5,000円の増を計上してございます。これにつきましては、電気料金が250万5,000円、ガス料金が191万円でございます。電気につきましては大口電気として7月分から増となっているものでございます。

13節の委託料でございますが、機械設備保守点検・定期清掃委託料につきましては、入札差金といたしまして265万9,000円の減、工事請負費では、火葬炉増設改修工事が149万1,000円、パッケージエアコン改修工事が261万5,000円の減でございます、こちらは契約差金でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。4款諸支出金で、基金費でございますが、こちらにつきましては財政調整基金の積立金の利子と、基金積み立て分といたしまして384万8,000円を計上してございます。

内訳につきましては、以下16ページから21ページまでは給与費の明細書でございます、22ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、先ほどの説明で、債務負担行為で平成25年度以降にわたるものでございまして、委託料でございます、財務会計機器保守委託料から最後の機器賃借料まで25年度に実施するもので、全部で15件でございます。これにつきましては、限度額を設定させていただきまして、3月中に契約行為を行うもので、事前準備といたしまして債務負担行為を起こさせていただきたいというものでございまして、契約につきましては4月1日以降の契約というものでございます。

続きまして、平成25年度の一般会計予算をお開きいただきたいと思います。まず、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条で歳入歳出それぞれ2億9,150万円と定めるものでございます。

次に、予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細でございますが、平成25年度の予算額は2億9,150万円、24年度と比較いたしまして1,770万円の増額となっております。この主な要因は、後ほどご説明させていただきますが、電気、ガスの値上げに伴うもの、工事関係のもの及び式場の椅子の買いかえに伴うものが主なものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。次の8ページをお開きください。1款分担金及び負担金につきましては、構成市町からいただいております負担金でございます。2億1,260万5,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして1,792万7,000円の増額となっております。

内訳につきましては、予算書の最後のページになりますが、30ページに市町負担金算出基礎の表がございます。またあわせて、お手元のほうに参考資料といたしまして平成20年度からの推移を添付させていただきます。

まず、負担金につきましては管理運営費分のみでございます、合計欄をごらんいただきたいと思います。佐倉市は1億1,636万5,000円で、負担割合は54.73%となっております。前年度と比較いたしまして896万3,000円の増額となっております。四街道市は7,393万8,000円、負担割合は34.78%で、660万2,000円の増額となっております。酒々井町は2,230万2,000円、負担割合は10.49%で、236万2,000円の増額となっております。

8ページに戻っていただきまして、次に2款使用料及び手数料につきまして7,241万4,000円を計上しております、前年度比23万8,000円の減を見込んでおります。主な要因は、霊柩車の廃止に伴うものでございまして、前年度は90万3,000円を計上してございました。

内訳といたしまして、まず火葬場使用料につきましては、組合内と組合外を合わせまして2,116万9,000円で、前年度比57万7,000円の増を見込んでおります。待合室使用料は226万4,000円で、前年度比28室の増を見込んでおります。霊安室使用料は337万5,000円で、前年度と同額を見込んでおります。式場使用料は4,536万円で、前年度と同額で、利用率96%、576件の利用を見込んでおります。施設使用料は売店の使用料12万円を計上しております。告別室使用料は、第3告別室の使用料として12万6,000円、

24件分を見込んでおります。

次の2項手数料ですが、分骨証明及び火葬証明の発行手数料1万9,000円を見込んでおります。

次の3款財産収入でございますが、こちらにつきましては、1項利子及び配当金につきましては財政調整基金及び施設整備基金の利子として2万3,000円を計上しております。あと、次の物品売払収入につきましては、霊柩車及び式場の椅子の売却代として2,000円を見込んでおります。

4款繰入金につきましては、財政調整基金から248万9,000円を繰り入れるものでございます。

次の10ページをお願いいたします。5款の繰越金につきましては、前年度と同額の350万円を見込んでおります。

6款諸収入、1項預金利子につきましては、歳計金の預金利子として3万円を見込んでおります。

2項雑入は、売店部分の電気料金代、分骨用の骨つぼ代等で41万8,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、予算書の12ページをごらんください。まず、1款の議会費でございますが、組合議員7名の報酬等でございます。25年度は、日帰りの行政視察も予定しております。

次に、14ページをお開きください。2款1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、前年度と比較いたしまして520万4,000円の増で、1億2,576万6,000円を計上しております。増の主な要因は、財務会計システム、給与システムに関する保守委託及びそれに関連する経費でございます。

内訳につきましては、給料、職員手当等及び共済費につきましては、特別職給料及び職員12名分の人件費でございます。7節の賃金は、2名の臨時職員を見込んでおります。11節の消耗品は、事務用消耗品が主なものでございます。

13節委託料は、財務会計の機器保守とソフト環境調整に関する委託が主なもので、現システムは平成14年度に導入したもので、老朽化し、システムに支障が来している状況であるため、更新をしようとするものでございます。14節使用料及び賃借料は、財務会計システム及び給与システムを賃借しようとするものでございます。

18節備品購入費は、パソコン購入費が主なものでございまして、現在使用のほとんどのパソコンが古いため、新システムに支障があるため、買いかえをしようとするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、職員研修負担金及び職員厚生補助金が主なものです。

次に、16ページをお開きください。2項の監査委員費は監査委員2名分の報酬と旅費でございます。

次に、18ページをお開きください。3款事業費、1項運営費、1目運営費でございますが、前年度と比較いたしまして1,241万6,000円増の1億6,401万5,000円を計上しております。この主な理由は、電気料金及びガス料金の値上げに伴うもの、経年劣化に伴う改修工事によるものでございます。

11節需用費は、前年度比404万1,000円増の4,187万2,000円を計上しております。これは、先ほど申し上げたとおり、電気料金及びガス料金の値上げに伴うものが主な理由でございます。

13節委託料は、前年度比119万8,000円増の6,522万3,000円でございます。内訳といたしましては、例年の委託業務に、委託業務の下から3件になりますが、経年劣化に伴いまして、祭壇の洗浄、雑排水管洗浄業務、非常用ディーゼル発電装置点検整備の3件を追加いたしました。

15節工事請負費は、前年度比253万円増の5,118万1,000円でございます。火葬炉設備改修工事につきましては、24年度に引き続き2炉の改修工事を予定しております。冷温水発生器改修工事は、2台ある機械のうち1台をオーバーホール修繕しようとするものでございます。エレベーター1号機は、一般来場者用のエレベーターで、作動油の取りかえとオーバーホール修繕をするものでございます。監視モニ

ター改修工事は、館内監視用のモニターが経年劣化により取りかえを行おうとするものでございます。

18節備品購入費は、2式場の来場者用の椅子を経年劣化に伴いまして取りかえをしようとするものでございまして、2式場それぞれ85席で、170席を予定しております。

次に、20ページをお開きください。4款諸収入、1項基金費、1目基金費は、基金の利子及び財源調整分を積み立てしようとするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。5款の予備費は、24年度と同額の100万円を計上しております。

24ページ以降は、給与費の明細を記載してございます。以上で議案第4号の補足説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

---

#### 質疑、討論、採決

○議長（蕨 和雄） これより1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いします。

なお、再質問は2回まででございます。

議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） これも3号で聞いたほうがよかったのかもしれないのですが、財政調整基金の残高、年度末はまだなので、わかるところで教えてください。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） お手元の諸般の報告の資料の中ほどになると思いますが、24年度の12月分の例月出納検査というものがあるのですが、その1ページ目の右の欄に財政調整基金の残高と施設整備基金の残高を記載してございますので、ごらんになっていただければと思います。

以上でございます。

○議長（蕨 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） これは、議事録に残すということもありますので、数字を読み上げていただきたいと思います。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 失礼いたしました。一般財政調整基金が2,025万6,356円でございます。

以上でございます。

○議長（蕨 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 先ほどちょっと聞き漏らしたのですが、火葬場使用料、これが増額になっていると先ほどおっしゃられたのですが、何件を見込まれていますか。8ページです。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 火葬場使用料では、組合内につきましては大人が2,536件、組合外が大人が68件を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（蕨 和雄） 戸田議員。

○6番（戸田由紀子） それでは、お願いいたします。

歳入のほうなのですが、市町村の負担金で確認させていただきたいのですが、各市町村それぞれ増額されています。これは、利用実績に基づいてこういうふうな数字が出てきたということでしょうか。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） お答えいたします。

まず、組合の構成市町からの負担金につきましては、歳出のほうをまず出させていただきます、そこから使用料及び手数料、あと基金からの繰入金を引いた残額を構成市町から負担金としていただいているものでございまして、その額につきましては、一番最後の算出基礎にございますとおり、この負担割合に基づいて計算させていただきます。

以上でございます。

○議長（藤 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 今のご質問に重ねてなのですが、その負担割合というのは人口をもとにしているということでしょうか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） お手元の予算書の30ページにございますが、こちらにつきましては、まず全体の3分の1が自治体割でございまして、そのうちの85%が佐倉市と四街道市で、おのおの42.5%、佐倉市が42.5%、四街道市が42.5%、酒々井町が15%となります。そのうちの3分の1が人口割といたしまして、こちらにつきましては24年の9月1日現在の人口をもとに算出させていただきます。それから、残りの3分の1が利用割といたしまして、そのうちの火葬割を75%、式場割を25%として計算をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤 和雄） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 質疑はないようでございますので、続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（藤 和雄） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成25年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時35分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長      蕨                      和      雄

議 員      高      橋      絹      子

議 員      御 園 生      浩      士